

いこいの村能登半島 宿 泊 約 款

(本契約の適用)

第1条 当いこいの村の締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとします。

2 当いこいの村は前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

(宿泊受入れに関する原則)

第2条 当いこいの村は次の場合には宿泊のお引受をお断りいたします。

- 1) 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- 2) 満室(員)により客室に余裕がないとき。
- 3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- 4) 宿泊しようとする者が体に刺青をしている。又は暴力団と認められるとき。
- 5) 宿泊しようとする者が伝染病患者であると、明らかに認められるとき。
- 6) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
- 7) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により、宿泊させることができないとき。

(氏名等の明告)

第3条 当いこいの村は宿泊に先立つ宿泊の申込み(以下宿泊予約の申込みという)をお引受した場合、期限を定めてその宿泊予約の申込者に対して次の事項の明告を求めることがあります。

- 1) 宿泊者の住所、氏名、性別、国籍及び職業
- 2) その他当いこいの村が必要と認めた事項

(予約金)

第4条 当いこいの村は宿泊予約の申込みをお引受した場合、宿泊期間(宿泊期間が3日をこえる場合は3日間)の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。

2 前項の予約金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

(予約の解約)

第5条 当いこいの村は宿泊予約の申込者が宿泊予約の全部又は一部を解約したときは、次に掲げるところにより違約金を申し受けます。但し予約日から3日以内の取消については違約金は戴きません。又、当いこいの村が定める特例期間(連休・夏期等)の解約については別途規定します。

全部取消のとき

予約人数	取消日	当日	前日	2日前	3日前	5日前
9人以下		50%	40%	30%	30%	10%
10人～30人		60%	50%	40%	40%	30%
31人以上		70%	60%	50%	50%	40%
予約人数	取消日	7日前	14日前	21日前	30日前	
9人以下		10%				
10人～30人		30%	20%	10%		
31人以上		40%	30%	20%	10%	

一部取消のとき

予約人数の20%以上の減員があった場合	50%以上が宿泊した場合	20%を超える人員について上表相当額の50%
	50%以下が宿泊した場合	20%を超える人員について上表相当額

2 当いこいの村は宿泊者が連絡なくして、宿泊日の午後8時以前に到着しないときは、その宿泊予約は自動的に解除されたものとみなすことがあります。

3 前項の規定により解約されたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸機関の不着又は遅延その他宿泊者の責任に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第1項の違約金は戴きません。

第6条 当いこいの村は他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解約することがあります。

- 1) 第2条3号から7号までに該当することになったとき。
- 2) 第3条の事項の明告を求めた場合において(当方に定める)期限までにそれらの事項が明告されないとき。
- 2 当いこいの村は前項の規定により宿泊予約を解約したときは、その宿泊予約についてすでに収受した予約金があれば返還いたします。

(宿泊の登録)

第7条 宿泊者は宿泊日当日、当いこいの村フロントにおいて、次の事項の登録をして下さい。

- 1) 第3条1号の事項
- 2) 宿泊者が外国籍である場合には、旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日
- 3) 出発予定日及び時刻
- 4) その他当いこいの村が必要と認めた事項

(チェックイン、チェックアウトタイム)

第8条 宿泊者が客室の使用を開始できる時刻(チェックインタイム)は午後3時とし、客室をあけて戴く時刻(チェックアウトタイム)は午前10時とします。

2 当いこいの村は前項の規定にかかわらず客室の使用に応ずることがあります。この場合においては1時間につき1室2,000円を申し受けます。

(料金の支払い)

第9条 全ての料金の支払いは、現金、トラベラーズチェック、クーポン(当いこいの村が承認したものに限り)によって、ご到着時又は当方がご請求申し上げた時をお願いいたします。

(宿泊の責任)

第10条 当いこいの村の宿泊に関する責任は、宿泊者が当いこいの村のフロントにおいて宿泊の登録を行った時、又は客室に入ったうちいづれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室をあけた時に終わります。

2 当いこいの村の責に帰すべき理由により、宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、その宿泊予約者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設を斡旋いたします。

第11条 貴重品は部屋に備え付けの金庫をご利用ください。